

第3期
稲城市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

稲 城 市

<目次>

総合戦略	1
第1章 基本的な考え方	1
1. はじめに.....	1
(1) 第1期及び第2期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経緯	1
(2) 第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けての考え方	1
2. 第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨	2
(1) 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係	2
(2) 計画期間	2
(3) 第五次稲城市長期総合計画との関係	2
(4) SDGs（持続可能な開発目標）	2
(5) 第2期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証	3
(6) 政策目標の設定とPDCAサイクル	3
第2章 今後の施策の方向	4
1. 政策の基本目標と横断的な目標	4
(1) 4つの基本目標と2つの横断的な目標	4
(2) 目標設定について	4
2. 政策の展開	5
<体系図>	6
基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	7
基本目標2 稲城市への新しいひとの流れをつくる	10
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	13
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲城市をつくる	16
横断的な目標1 稲城市の多様な人材の活躍を推進する	34
横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする	38

総合戦略

第1章 基本的な考え方

1. はじめに

(1) 第1期及び第2期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経緯

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としている。

この目的に向かって政府一体となって取り組むため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和7（2025）年6月には「地方創生2.0基本構想」が閣議決定された。

稲城市においては、国全体が人口減少社会を迎える中においても依然として人口は増加傾向を続けているが、長期的視点に立てばいずれは人口減少局面に転じることは避けられないのも事実であり、また、人口問題に特効薬はなく、各種の対策が成果を示すまでは一定の時間がかかるものであることを考えれば、人口減少に直面していない段階で対策を打つことが大切である。この状況を受け、長期的展望で人口減少と地域経済の縮小を克服するため、平成27（2015）年10月に第1期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和3（2021）年4月に第2期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、多角的に持続可能なまちづくりを進めてきた。

(2) 第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けての考え方

国においては、地方創生を開始して以降、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である一方、好事例が「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったことから、人口減少が進む今、人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換が必要であり、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていくとしている。また、「地方創生2.0」は政府と共に地域の住民や産官学金労言士等が一体となって実現を目指すものであり、「みんなで取り組むもの」、「みんなで実現を目指す社会像」として、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要としている。

稲城市においても各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取り組みを自主的・主体的に行うことが重要であることから、第1期及び第2期で根付いた地方創生の意識や取組みを令和8（2026）年度以降にも継続しつつ、従来の考え方や手法にとらわれることなく、市民や事業者、行政などのあらゆる主体が一体となり、理想の姿の実現に向け取組を着実に進めていくため、第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、引き続き、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組んでいく。

2. 第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨

(1) 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法の規定により、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び感染症流行後の国民の意識・行動変容による時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の施策の方向性を勘案し、第2期に引き続き、本市におけるまち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むため、令和8（2026）年度を初年度とする今後5か年の目標や施策に関する基本的方向、具体的な施策等をまとめたものである。

(2) 計画期間

令和8（2026）年度を初年度とする令和12（2030）年度までの5か年とする。

(3) 第五次稲城市長期総合計画との関係

令和3（2021）年度を初年度とする第五次稲城市長期総合計画は、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成される稲城市の最上位計画である。

第2期に引き続き、第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、第五次稲城市長期総合計画との整合を図って策定するため、第五次稲城市長期総合計画期間内における中間見直しの意味合いを持つものとする。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は令和12（2030）年を目標年に17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標である。

第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、講ずべき施策に関する基本的方向に対し、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、関連するアイコンを表示するものとする。

 1. 貧困をなくそう	 2. 飢餓をゼロに	 3. すべての人に健康と福祉を
 4. 質の高い教育をみんなに	 5. ジェンダー平等を実現しよう	 6. 安全な水とトイレを世界中に
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8. 働きがいも経済成長も	 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
 10. 人や国の不平等をなくそう	 11. 住み続けられるまちづくりを	 12. つくる責任つかう責任
 13. 気候変動に具体的な対策を	 14. 海の豊かさを守ろう	 15. 陸の豊かさも守ろう
 16. 平和と公正をすべての人に	 17. パートナリシップで目標を達成しよう	

（５）第２期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

第２期では、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、進捗を重要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）等で検証し、必要に応じて改善するPDCAサイクルを実施していくとしており、事業について、外部委員を含めた「稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」を設置した検証も実施している。

令和７（2025）年９月２日には最終検証を実施し、その結果、第２期における各事業については、全体として問題なく取組みが進んでいると評価された。

一方、これまで実施してきた検証の中で、一部のKPIについて、結果に対し原因がわかりづらい等の設定における課題が抽出された。

第３期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、これら検証結果を踏まえて策定作業を進めた。

（６）政策目標の設定とPDCAサイクル

第３期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、引き続き進捗をKPI等で検証し、必要に応じて改善するPDCAサイクルを実施していく。なお、KPIについては、第五次稲城市長期総合計画の成果指標と合致していることから、策定後は第五次稲城市長期総合計画における進行管理によって進捗状況を検証する。

※ 以降「重要業績評価指標（KPI）」における「基準」については第五次稲城市長期総合計画策定当初の令和２年度時点、「現状」については、令和７年度時点にそれぞれ市で把握している最新の数値を用いるものとする。

第2章 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標と横断的な目標

(1) 4つの基本目標と2つの横断的な目標

第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの「基本目標」と2つの「横断的な目標」及び感染症流行後の国民の意識・行動変容による時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の施策の方向性を勘案し、それぞれの目標と第五次稲城市長期総合計画との整合を図り、引き続きまちの創生、ひとの創生、しごとの創生を進めていく。

基本目標
[基本目標1] 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
[基本目標2] 稲城市への新しいひとの流れをつくる
[基本目標3] 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
[基本目標4] ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲城市をつくる

横断的な目標
[横断的な目標1] 稲城市の多様な人材の活躍を推進する
[横断的な目標2] 新しい時代の流れを力にする

(2) 目標設定について

第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示す政策の「基本目標」については、目標年次である令和12(2030)年度に実現すべき数値目標を設定し、「横断的な目標」については、数値目標の設定は行わない。

稲城市の人口については、「稲城市人口ビジョン^{*1}」を理想としつつ、令和3(2021)年から令和12(2030)年までの「人口推計^{*2}」が示された第五次稲城市長期総合計画における事業を確実に進めていく。

^{*1} 「稲城市人口ビジョン」については、純移動率を将来的に維持し、長期的には国民希望出生率1.8を実現させるという考えのもと作成された将来人口の展望である。第1期において、2060年までの将来人口を推計している。

^{*2} 第五次稲城市長期総合計画では、令和3(2021)年から令和12(2030)年までの実態に即した「人口推計」が示されており、令和12(2030)年には稲城市の人口は96,552人になると推計されている。

「稲城市人口ビジョン」の目指すべき将来の方向
■人の流れ(純移動率)を維持し、住みたい・住み続けたいと思う環境づくりを目指す。
■長期的には若い世代の結婚・子育ての希望により出生率の上昇の実現を目指す。

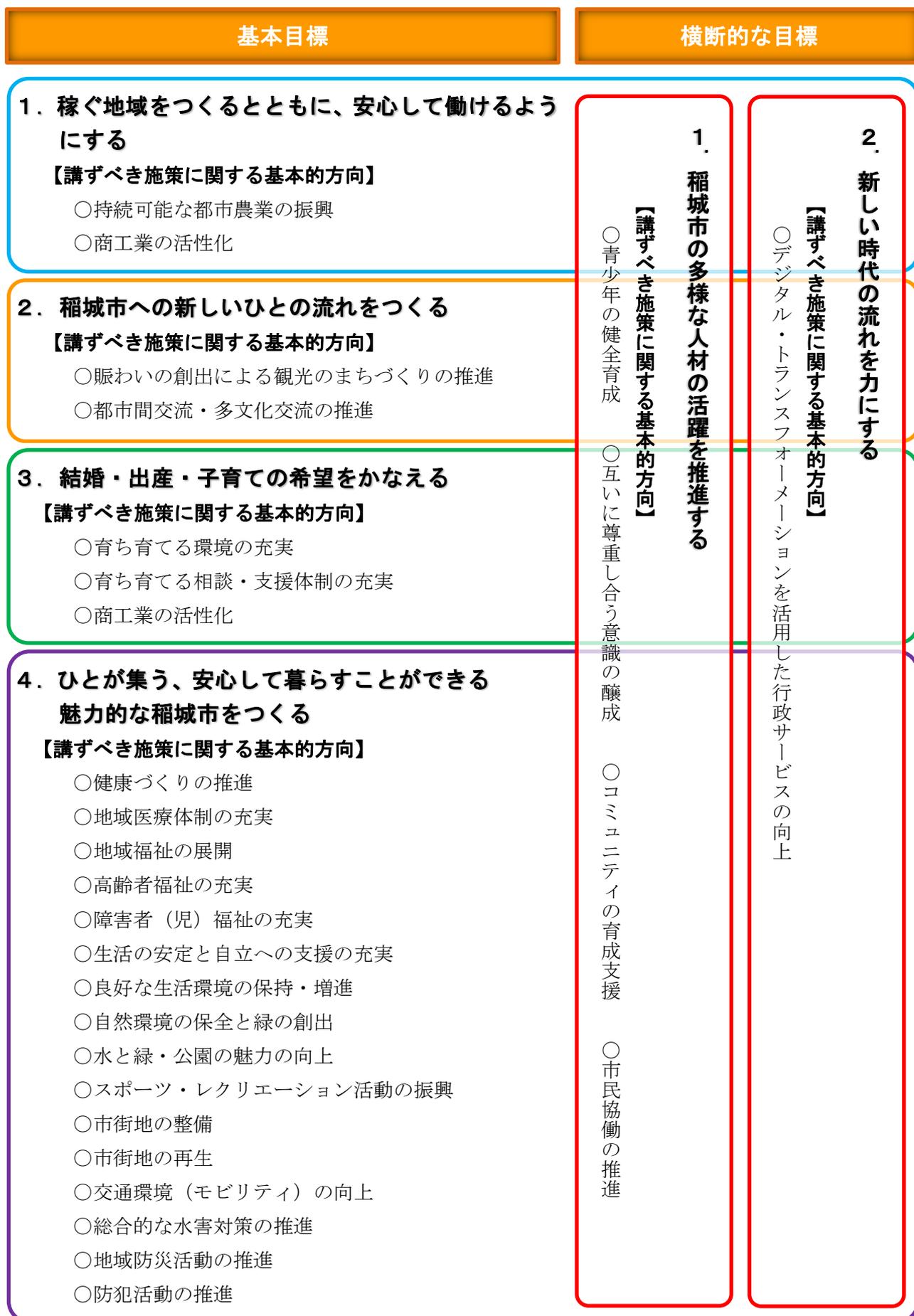
2. 政策の展開

第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、それぞれの基本目標において「活力あふれ賑わいのあるまちを目指し、また、市内でいきいきと働ける環境づくりを進めることで、稼ぐ地域をつくるとともに、安定して働けるようにする」、「まちの魅力の向上と発信、人や物の交流により、稲城市への新しいひとの流れをつくる」、「妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりを目指し、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「健康づくりの推進、医療体制の充実、地域福祉の推進、良好な環境の持続、スポーツ・レクリエーション活動の振興、安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくり等により、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲城市をつくる」を進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症の流行等をきっかけに普及が加速したデジタル技術の活用や、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会環境の変化に対応するため、従来の考え方や手法にとらわれることなく行政サービスの向上を図る。

以上のことにより、将来を見据え、市民や事業者はもちろん、大学や金融機関等と連携・協力し、市内のあらゆる社会資源を活用しながら、国や都、周辺自治体とも連携・協力を図りつつ、長期的には人口減少や経済縮小を克服するため、対応していくこととする。

<体系図>



基本目標 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

まち・ひと・しごとの創生において、ひとが訪れ、住みたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要である。

活力あふれ賑わいのあるまちを目指し、活力に満ちたふれあいのある農業、来訪者が賑わいと活気を感じられ市民が豊かな生活を実現できる商工業の活性化を図る。また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進める。

名称	平成 28 (2016) 年度	現状 (令和 3 (2021) 年度)	数値目標
稲城市の事業所数	2,072 箇所	2,225 箇所	向上
稲城市の従業者数	22,070 人	26,347 人	向上

(出典) 統計いなぎ「事業所数及び従業者数」より。

講ずべき施策に関する基本的方向

■持続可能な都市農業の振興



都市化の進展による農地の減少や後継者不足、周辺環境の変化等、稲城市における農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある中、農産物を供給するだけでなく、環境の保全や防災、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場の提供といった様々なふれあい等、都市農業の持つ多面的な機能が発揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用を努め、他産業との連携も通じて、持続可能で活力ある都市農業の振興を図る。

■商工業の活性化



商業においては、商店街や小規模店舗の活性化等への支援を軸に、駅周辺への中小規模商業店舗の誘致等により、魅力的な商業空間の形成を目指す。さらに、市内の商業環境の変化に対応しつつ、他産業との連携や観光を契機とした商店街の活性化等にも取り組み、暮らしをより便利に、豊かにするための商業振興を進める。

工業においては、市民のものづくりへの理解を深めつつ、人材の育成や新たな技術への対応を支援すること等により、安定した経営が継続できるよう、事業者の育成に努める。

また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進める。

具体的な施策・事業と評価指標

■持続可能な都市農業の振興

(1) 農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立

生産緑地制度等の農地の保全につながる制度周知を継続するとともに、梨・ぶどう、野菜等を生産する認定農業者を中心に、経営意欲向上のための新技術の導入を支援する。また、生産・加工・販売の取組みにおける他産業との連携強化等を図ることにより、付加価値の高い農業を推進することで、農業経営の安定化を図る。さらに、援農ボランティア制度の推進により、農業者と市民が連携し、活力や魅力のある農業の確立を目指す。

(2) 環境に調和した持続可能な農業の推進

環境への負荷を軽減し、持続可能な農業とするため、農業者、農業関係団体等と連携し、減農薬や防薬、防臭等の環境対策事業による地域住民への配慮を継続するとともに、気候変動に伴う環境変化に適応した取組みを推進する。

(3) 農とふれあうことによる稲城農業への理解の促進

新鮮な農産物の直売や学校給食への供給による食育の推進、市民農園の拡充等により、地産地消を推進するとともに、農業者との市民交流事業を継続し、市民の農業への理解を深める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
援農ボランティアの人数	26人	63人	50人
市民農園の数	19カ所	20カ所	20カ所

(主な事務事業)

- ・都市農業推進事業
- ・農業後継者等育成事業
- ・農業環境対策推進事業
- ・地産地消推進事業

■商工業の活性化

(1) 商店街の活性化等と魅力的な商業空間の形成

商店街の活性化等を支援するために、他産業や観光分野と連携し、商店会等が実施するイベントや商工会事業への支援を継続していく。また、中小規模商業店舗の誘致等による駅周辺の賑わいの創出や、市内への回遊を消費に結び付けることのできる魅力的な商業空間の形成、効果的な情報発信等、商工会と連携しながら商業者の支援を進める。

(2) 継続的な工業・建設業の発展と市民に親しまれる事業者への支援

技術力や競争力を持った工業や建設業の事業者が適切に事業承継等を行ない、安定的・継続的に発展していけるよう支援をしていく。また、生産性の向上や技術力の確保等に資する支援を、商工会等と連携しながら行なう。加えて、市内工業や建設業の事業者の技術力・ものづくりの重要性について、市民の理解につながるよう、イベントへの参加支援や広報いなぎ・市ウェブサイト等を活用した情報発信を行ない、ものづくりの発展に取り組む。

(3) 創業希望者・創業者・多様な働き方をする市民等への多面的な支援

市内の潜在的な創業希望者を掘り起こし、創業につなげるために、金融機関や商工会等と連携して創業セミナー等を実施していく。また、創業塾の実施や創業に関する相談、創業等に係る事業資金の融資あっせん、空き店舗に関する情報提供等を行なうとともに、多様な働き方に係る就労や福利厚生の情報提供等の多面的な支援を実施する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・駅周辺や地域の商店等の賑わいや活気	31.6%	31.3%	向上
創業塾卒業生数（市民）	7人	50人	30人

（主な事務事業）

- ・商工会支援事業
- ・商店街振興事業
- ・小口事業資金融資あっせん事業
- ・創業支援等事業

基本目標2 稲城市への新しいひとの流れをつくる

市民と行政の協働による活動や稲城市観光協会の活動と合わせて、活力と賑わいの創出を一体的に推進するとともに、市内外へまちの魅力を発信する。また、稲城市の恵まれた自然環境を活かし、既存の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることにより、観光の活性化、持続化を図る。

さらに、教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図る。

これらのまちの魅力の向上と発信、人や物の交流により、「関係人口」を創出し、新しい「ひと」の流れづくりに取り組んでいく。

名称	現状 (令和6(2024)年)	数値目標
流入人口 (1月～12月総数)	4,475,500人	向上

(出典) 地域経済分析システム (RESAS) マーケティングマップ滞留人口メッシュ分析より、すべての月、すべての日、すべての時間帯の総数 (推定居住地: 同一市区町村内は除く)。

名称 (補助指標)	令和5(2023)年	現状 (令和6(2024)年)	数値目標
1か月あたりの観光来訪者数 (1月～12月平均)	43,751人	47,665人	向上

(出典) 公益社団法人 日本観光振興協会 デジタル観光統計オープンデータより。

講ずべき施策に関する基本的方向

■賑わいの創出による観光のまちづくりの推進



稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることにより、観光の活性化、持続化を図る。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWNのグランドオープンに合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図る。その上で、稲城市観光協会を中心に、シビックプライドを持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携して、イベント等への集客力を高める。

また、周辺地域との観光連携により交流人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの賑わいを創出し、市内外にまちの魅力を発信することを通じて、観光のまちづくりを推進する。

■都市間交流・多文化交流の推進



教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図る。

また、こうした交流により様々な文化や人と出会い、つながることで、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう交流を推進する。

■賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

- (1) 既存の観光資源の活用と新たな発掘、イベントの創出を通じた観光の魅力の向上
 ニューツーリズムに基づき既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たに発掘し、観光の魅力度を高める。そのために、歴史遺産、文化財等の関連分野と連携し、回遊性を高める観光メニューを創出する。また、既存イベントに加え、新たなイベントの創出も検討する。
- (2) 関連分野の諸活動との連携による賑わいの創出
 農業、商業、文化・芸術、スポーツ関連分野、市民活動等を観光事業につなげ、活力と賑わいの創出を図る。特に、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN のグランドオープンによる来場者を市内への誘客につなげるため、関係各所との連携を図る。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコースが国土交通省の「GOOD CYCLE JAPAN」のサイクルツーリズム推進モデルルートに指定されたことを受け、「自転車のまち稲城」を掲げ、サイクリストにとって魅力的なまちづくりを推進する。
- (3) 稲城市観光協会との連携による観光施策の効果的な展開
 稲城市観光協会と連携し、市民、市民活動団体、民間企業、教育機関等とともに、観光事業を持続的に推進し、シビックプライドの醸成につなげる。さらに、周辺地域との広域観光連携を進めて、交流人口の増加を図る。
- (4) 市内外への効果的な情報発信による魅力の認知度向上
 いなぎ発信基地ペアテラスからの情報発信の活発化や、ホームページ、SNS 等を通じた情報発信の充実により訴求効果を高め、稲城市の観光の魅力に対する認知度の向上を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
市事業 ・イベント来場者数	74,270 人*	103,300 人	84,200 人
稲城市観光協会事業 ・ペアテラス入込数 ・イベント参加者数	72,656 人*	83,885 人	73,600 人

(主な事務事業)

- ・観光推進事業

■都市間交流・多文化交流の推進

(1) 姉妹都市及び友好都市をはじめとした国内の都市との交流の推進

姉妹都市である大空町や友好都市である相馬市、野沢温泉村との交流を推進していく。さらに、交流に関する情報提供やコーディネートを通じ、市民間の交流を進めていく。また、観光事業等を通じて連携する周辺自治体や物産販売、災害派遣等を機に交流の広がった関係都市との協力関係を深化させていく。

(2) 海外の姉妹都市との交流の推進

市民を主体とした団体等と連携し、海外姉妹都市としてフォスターシティ市との交流を推進していく。フォスターシティ市に関する各種情報提供を行なうとともに、相互の教育・スポーツ・文化・観光等、各分野における交流事業の企画・運営等を通じ、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう市民間の交流を進めていく。

(3) 多文化交流の推進

市内の外国人住民に対して外国語での生活情報の提供に努めるとともに、多文化交流を活発にするため、イベント等を通じた交流の場の提供を支援する。また、外国語指導助手（ALT）の直接雇用による小中学生の英語力向上を図り、多文化交流を推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
都市間交流事業数	11事業	18事業	拡充

(主な事務事業)

- ・姉妹友好都市交流事業

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

日本の出生数は平成28(2016)年に100万人を割り込み、令和6(2024)年には68万6,173人で過去最少となる中、稲城市では、土地区画整理事業等の都市基盤整備に伴い、子育て世代を中心とした人口増加が続き、少子化も比較的ゆるやかに進行すると見込まれる。

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化等、子育てをめぐる家庭環境や地域社会が変化している中で、少子化対策を総合的に推進し、妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりを目指す。

また、地域への愛着の醸成や、出会い・結婚・出産を望む市民が抱える不安の解消を通じて、継続的な人口構成の若返りを図り、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進する。

名称	令和元(2019)年	現状 (令和6(2024)年)	数値目標
合計特殊出生率	1.49 (26市中 第1位) ※東京都全体 1.15	1.22 (26市中 第1位) ※東京都全体 0.96	向上

(出典)「人口動態統計」(東京都福祉保健局)より。

講ずべき施策に関する基本的方向

■育ち育てる環境の充実



全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や保育、幼児教育の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取組みを推進する。

■育ち育てる相談・支援体制の充実



妊娠から出産、育児の各段階に応じた、切れ目のない相談・指導・支援により、子育ての不安軽減に努め、子どもが健やかに成長することができるよう支援する。

また、児童虐待を防ぐために、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。

■商工業の活性化(再掲)



多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進める。

■育ち育てる環境の充実

- (1) 保育ニーズへの取組み
保育ニーズが高まっている中で、保育の量的拡充、質的向上に努める。
- (2) 子育ての不安感への対応
親子が交流し、仲間づくりをしながら、気軽に子育ての悩みを相談できる場として、あそびの広場事業や利用者支援事業を充実させ、子育ての不安に対応する。
- (3) 幼児教育に対する支援
国や東京都の制度に準じて保護者の経済的負担を軽減し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努める。
- (4) 放課後の児童の健全育成事業への取組み
公立学童クラブ及び公立児童館の民営化を推進し、放課後の児童の居場所への多様なニーズに対応するとともに、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室の連携を図り、効果的な放課後児童対策事業を推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・保育園や学童保育等子育て支援	22.9%	27.1%	向上
公立学童クラブの民営化数	8カ所	13カ所	15カ所
公立児童館の民営化数	2館	4館	5館

(主な事務事業)

- ・ 保育所等運営事業
- ・ 子ども家庭支援センター運営事業
- ・ 幼児教育への補助事業
- ・ 公立児童館及び公立学童クラブの民営化
- ・ 児童館運営事業
- ・ 学童クラブ運営事業
- ・ 中高生の居場所づくり事業
- ・ 放課後子ども教室事業

■育ち育てる相談・支援体制の充実

(1) 子育て家庭・乳幼児への切れ目のない支援の充実

妊娠の届出等の機会に得た情報等をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関により、妊娠初期から就学まで切れ目のない支援を担う機能として、子育て世代包括支援センター機能の充実を図る。

(2) 子育て世代への経済的負担の軽減

子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、国や東京都の制度に準じて、児童手当の支給等を行なう。

(3) 児童虐待防止対策

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会による地域での支援ネットワークを推進する。

(4) ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談機能を充実させ、経済的支援や就労支援等、総合的な支援に取り組む。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
児童虐待についての相談先を知っている割合	51.9%	44.3%	向上

(主な事務事業)

- ・利用者支援事業
- ・児童手当及び医療費助成等の経済的支援
- ・子ども家庭支援センター運営事業
- ・ひとり親家庭への自立支援事業

■商工業の活性化

※「具体的な施策・事業と評価指標」は「基本目標 1」に記載。

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲城市をつくる

緑を保全し、市民、企業及び行政等が一体となり、地域全体で、人と自然が共生できる環境づくりに取り組み、将来にわたり里山等の自然と生活が近接した良好な環境の持続に努め、良好な環境と交通の利便性を合わせ持つ優位性を活かし、安全で快適な住み良いまちを目指す。

そして、市民生活を脅かす災害や犯罪等に対しては、市民一人ひとりの意識の向上と地域での活動とを基礎に、関係団体とも一体となって、安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進する。

さらに、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や身近な地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指す。また、全ての人が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを推進する。

名称	令和元（2019）年度	現状 （令和6（2024）年度）	数値目標
市民意識調査における「住みやすさ」	88.7%	93.6%	向上

（出典）令和元（2019）年度及び令和6（2024）年度は「市民意識調査 結果報告書」より。

「稲城市の住みやすさ」について「住みやすい」及び「どちらかといえば住みやすい」の合計。

名称（補助指標）	令和元（2019）年	現状 （令和6（2024）年）	数値目標
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	3.72件 ※東京都全体7.47件	4.13件 ※東京都全体6.68件	減少

（出典）稲城市データ：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より。

東京都データ：警察庁「刑法犯に関する統計資料」より。

講ずべき施策に関する基本的方向

■健康づくりの推進

生涯を通じて健康の保持・増進ができるよう、市民が健康的な生活習慣を重視し、主体的に健康づくりに取り組むことを支援する。そのため、予防接種や各種健診、がん検診等を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を行ない、病気の予防・早期発見に向けた取組みを充実させる。



■地域医療体制の充実

市民が健康的な生活を送ることができるよう、地域医療の充実を図り、身近な医療機関としてかかりつけ医等を持つことを推進する。

また、市立病院をはじめ、地域の医療資源を円滑に活用できるよう、病診連携等により、かかりつけ医等を基礎とした地域の医療機関の相互の協力体制を推進する。さらに、保健医療と福祉の連携を図り、市民が必要な医療サービスを身近で受けられる地域医療体制を充実させる。



■地域福祉の展開

市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努める。

また、全ての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進する。





■高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気にいきいきと、地域で見守り合い、支え合いながら暮らし、また、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する。



■障害者(児)福祉の充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努める。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努める。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実を図ることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努める。



■生活の安定と自立への支援の充実

生活困窮者に対して早期に相談に応じ、関係機関等と連携して、個々の状況に応じた包括的な自立支援に取り組む。

また、要保護世帯に対しては、生活保護を適正に実施する。



■良好な生活環境の保持・増進

有害物による水質・土壌・大気汚染等を防止することを通じて豊かな自然環境を守るとともに、身近な生活環境を良好に維持し、将来世代にわたっての環境美化等、地域の中で、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けて様々な取組みを推進する。



■自然環境の保全と緑の創出

稲城市の魅力である豊富な緑を継承していくとともに、水と緑の空間を創造し、市民共有の財産として豊かに育てていくため、景観的にも重要な樹林地や農地等、身近な緑地の保全を図る。

あわせて、公共施設等の緑化を推進し、市街地に新たな緑を創出していく。



■水と緑・公園の魅力の向上

市民との協働により公園の整備、維持管理を行ない、だれもが集える魅力ある公園づくりに努める。

また、市内に広がる水と緑のネットワークを活かす情報の発信を充実させ、市民が憩い、楽しめる場の提供に努める。



■スポーツ・レクリエーション活動の振興

「市民ひとり1スポーツ」を目標に、全ての市民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会や、プロスポーツ等の魅力に触れ、スポーツに興味を持ってもらう機会の充実を図る。

また、「スポーツを支える担い手」を育成し、スポーツを推進することで、健康増進や競技能力の向上、さらには子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、スポーツを通じた地域の活性化に努める。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において自転車競技ロードレースのコースとなったこと等により高まった気運を契機として、スポーツに関する意識の高まりをさらに浸透させ、レガシーとしての定着に努めることで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進する。



■市街地の整備

良好な住み良い環境づくりと公共施設の整備・改善を図るために、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進める。

駅周辺等の各拠点については、商業・業務・住宅等が複合する機能性・利便性の高いまちの熟成を図る。

■市街地の再生



多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業等の面的整備により供給されてきた多種多様な住宅の老朽化が進む中、少子高齢化や核家族化等の近年の課題により変化する、住宅やまちのあり方への市民ニーズを的確に把握していく。その上で、老朽化した団地再生の支援等、様々な世帯や世代が円滑に世代交代しながら暮らせるまちへの再生に取り組む。

■交通環境（モビリティ）の向上



市内の鉄道や路線バス等の公共交通の充実と利便性・安全性の向上、利用者だれもが利用しやすい施設の充実を、公共交通機関の事業者にとともに、JR武蔵野南線の旅客化等の広域的な鉄道交通の充実に向け構想化されている事業について、関係機関と調整を図る。

また、土地区画整理事業の進捗等に合わせた駅前広場等の再整備や、新たなモビリティの普及による公共交通の利便性向上を検討するとともに、交通安全対策や利便性と安全に配慮した自転車利用の環境整備を推進し、交通環境の充実に努める。

■総合的な水害対策の推進



集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川・水路の整備を進める。整備にあたっては、治水及び利水のみならず市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮するとともに、河川・水路の整備と連携して総合的な浸水被害対策を進める。

■地域防災活動の推進



大規模地震や集中豪雨により、甚大な人的・物的被害の発生が懸念される中、災害から市民の生命・財産を守るため、デジタル技術を活用した防災・減災対策を推進するとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚と自主防災組織を主体とした共助の防災体制づくりを推進し、地域防災対策の環境づくりと合わせ、災害に強いまちづくりを推進する。

■防犯活動の推進



安全で安心して暮らせる社会を目指し、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体及び行政等が連携するとともに、市民一人ひとりの高い防犯意識により高まった地域の防犯力の一層の向上を目指す。さらに地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を積極的に広げていくことにより、地域ぐるみで防犯活動を推進する。

■健康づくりの推進

(1) 健康的な生活習慣を重視した健康づくりへの支援

生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくためには、若い頃から自分の健康に関心を持ち、生活習慣病を予防することが重要である。市民一人ひとりが食生活、運動習慣、こころの健康等の生活習慣の大切さを認識し、健康的な生活習慣づくりに取り組めるような支援を充実させるとともに、ライフステージに応じた健康づくりを支援していく。

また、健康プラザを拠点とした、市民の健康づくりを支える環境の充実を図る。

(2) 生涯を通じた病気の予防の推進

予防接種による感染症の予防や各種健診・検診を推進するとともに、がん検診等の受診率の向上を図り、がんの予防・早期発見につなげること等により、病気の予防に取り組む。

(3) 新たな感染症への対応

国や東京都と連携を図りながら、新たな感染症の予防・まん延防止に取り組む。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
心身ともに健康と感じている市民の割合	78.2%	81.7%	向上
がん検診の受診率	10.5%	9.7%	50.0%

(主な事務事業)

- ・乳幼児等健康診査事業
- ・健康づくり推進事業
- ・こころの健康づくり推進事業
- ・健康プラザ運営事業

■地域医療体制の充実

(1) 地域医療の充実

市民が生涯を通じて健康的な生活を送ることができ、乳幼児から高齢者までだれもが安心して身近で医療サービスを受けられるよう、地域医療の充実を図る。

また、市民が身近な地域で何でも相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つことを推進するとともに、医師会、歯科医会、薬剤師会との連携のもと、病院と診療所の病診連携等、地域医療機関の相互の協力体制を推進し、地域の医療資源の円滑な活用に努める。

(2) 保健医療・福祉の連携

保健医療と福祉の連携により、在宅医療を望む市民が、より安心して在宅医療を受けられる体制づくりを推進する。今後の医療ニーズの増加を見据えて、医療資源の確保や最適化を計画的に誘導し、在宅医療の安定的な供給を支えるとともに、切れ目のない医療と介護が提供できるよう、地域医療の充実と保健医療と福祉の連携を推進する。

(3) 公的医療機関としての役割の確保及び充実

総合的な医療や診療所では対応が難しい周産期医療等を、公的医療機関である市立病院が担うことで地域の医療体制の確保及び充実を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・病院や診療所等医療サービスについて	60.2%	59.3%	維持向上

(主な事務事業)

- ・休日急病診療事業

■地域福祉の展開

(1) 福祉サービスの情報提供及び相談支援

福祉サービスを必要とする市民が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスに関する総合的でわかりやすい情報提供に努める。また、福祉や地域における様々な生活課題に対して、適切な対応のできる身近な相談支援体制の充実に努める。

(2) 地域での支え合い活動の支援・促進

地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉推進の担い手となれるよう、市民意識の啓発に努めるとともに、ボランティア活動へ参加する機会を提供する等、支え合いの地域づくりに努める。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO等、地域福祉の担い手となる各種団体の交流・連携に基づく協働が図られるよう支援する。

(3) 尊厳と権利の擁護

高齢や障害等により判断能力が不十分になっても、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の利用促進等を通して、本人の尊厳と権利が擁護される取組みを進める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
成年後見制度を知っている市民の割合	43.7%	49.0%	向上

(主な事務事業)

- ・稲城市社会福祉協議会運営費補助事業
- ・成年後見制度等利用者支援事業
- ・権利擁護センター事業

■高齢者福祉の充実

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築していく。

(2) 社会参加の充実と介護予防の推進

高齢者の介護予防を地域で推進し、自主的な活動や就労意欲に対し支援を行なうことにより、身体機能の維持・改善を図り、社会参加を促進していく。

(3) 地域での高齢者の見守り体制の推進、支え合いの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症高齢者を含めた高齢者の見守り・支え合いの活動を充実させるため、地域包括支援センター、自治会等の地域住民や活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、NPO等、様々な担い手が一体となって、お互いの自立生活を支え合う地域づくりに取り組むとともに、デジタルの力を活用した見守り体制の更なる充実を推進していく。

(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の円滑な運営を進めるため、介護保険事業計画に基づき、低所得者への配慮を実施するとともに、重点化・効率化を進める。また、日常生活圏域ごとの地域ケア体制の充実を進めるとともに、介護人材の育成や支援に努める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
介護支援ボランティアポイント獲得者数 (高齢者人口千人あたり)	18.5 人	8.6 人	向上
認知症サポーター養成人数(人口千人あたり)	36.6 人	129.7 人	向上

(主な事務事業)

- ・地域支援事業
- ・みどりクラブ等関係事業

■障害者(児)福祉の充実

(1) 自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害の状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた相談支援の提供に努める。

障害の重度化・多様化、障害のある人やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努める。

(2) 健やかな育ちに合わせた支援の充実

乳幼児期や学齢期等、早い段階から子どもの発達に関して適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図り、家族への支援や周囲の理解促進を図るとともに、関係機関との連携により、子どもの発達の段階に応じた切れ目のない支援の充実に努める。

(3) だれもが活躍する地域づくり

だれもが活躍する地域の実現を目指し、障害者の就労や社会参加への支援を図る。だれもが自由に参画し、多様な生き方を選択できる地域づくりを推進するために、障害者の活動や団体への支援を図るとともに、障害のある人の社会参加を妨げる社会的障壁をなくしていくための取組みを推進する。

(4) 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う共生社会を実現していくために、障害への理解についての普及・啓発や障害者への虐待防止、権利擁護等の意識を高めていく。より多くの人々が障害のある人とふれあう機会やともに過ごせる場を作ることで、お互いを認め合う社会づくりを推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
障害者にとって暮らしやすいまちであると感じている市民の割合	47.7%	44.7%	向上

(主な事務事業)

- ・ 自立支援給付等事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 発達支援センター事業
- ・ 障害児支援事業

■生活の安定と自立への支援の充実

(1) 生活困窮者等に対する相談支援

個々の複雑で多様な相談に対応するため、面接相談員及び相談支援員が、幅広い情報を収集し、状況に応じた適切な情報を提供する等、生活の安定と自立を図るための相談支援を行なう。

(2) 生活困窮者等に対する自立に向けた包括的な支援

最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者等の自立を支援するため、状況に応じた自立相談や就労支援等、早期に包括的な支援を地域の関係機関、民間団体等と連携して実施する。

(3) 生活保護の適正な実施

市民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、あわせて自立を支援するため、生活保護を適正に実施する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
生活に困っている市民で、福祉くらしの相談窓口が市役所にあることを知っている割合	54.4%	61.0%	向上

(主な事務事業)

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・被保護者自立促進事業
- ・生活保護事業

■良好な生活環境の保持・増進

(1) 都市型公害への対策

公害の状況を把握して環境を保全するため、水質や大気等の環境測定を定期的を実施し、経年変化を確認するとともに情報を公開していく。また、市民の健康で安全な暮らしを確保するため、公害発生源への立ち入り調査・指導・啓発を行なうとともに、東京都や関係機関と連携し対応する。

日常生活に密着した騒音・振動・悪臭等の近隣公害については、原因者への指導や近隣相互の生活を尊重し合うルールやマナーの周知等を図り、適正化を進める。

(2) 環境美化の推進

環境美化市民運動やまちをきれいにする市民条例に基づく実践行動等の清掃活動を支援し、ごみのポイ捨てを防ぐための啓発を行ない、まちの成熟化にふさわしい生活環境の確保・維持、環境美化を促進させる。また、犯罪や火災の発生、不法投棄等を防止するため、空き地等の所有者や管理者に適切な管理を指導する。

(3) 路上喫煙の制限

路上喫煙の制限に関する条例に基づき、条例の普及・啓発に努め、あわせて違反者への指導等を実施する。また、市民、事業者、喫煙者はそれぞれの責務を果たすことにより、安全で快適な生活環境を確保する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・不法投棄やポイ捨て防止等環境美化対策について	47.6%	52.4%	50%
環境美化市民運動等参加人数	8,613人	5,338人	10,000人

(主な事務事業)

- ・公害対策事業

■自然環境の保全と緑の創出

(1) 緑の保全

緑地の保全については、緑化推進基金等の活用も視野に入れ、自然環境保全地域の指定・拡充を進めるとともに、樹林地管理ボランティアの育成・支援に努め、適切に活用・維持管理する。また、市内を流れる水辺の空間についても適切な緑の維持管理に努める。

小田良谷戸公園、清水谷戸緑地については、緑の保全を図るため、事業主である東京都に対して整備の促進を要請していく。さらに、多摩サービス補助施設についても、広域的な自然公園とするための早期返還と、自然散策等の当面の共同使用の促進を引き続き関係機関に要請していく。市民の身近な緑地空間としての役割を果たす都市農地については、環境保全、景観、防災等の機能も有しており、生産緑地の追加指定等に努め、保全を図る。

(2) 緑化の推進・創出

市民が生活の中で緑を身近に感じられるように、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例に基づき、公共施設等の緑化や保存樹木の指定、緑化指導による民間施設の緑化に取り組んでいく。

南山東部土地区画整理事業をはじめとする土地区画整理地内についても、事業の進捗に合わせて、公園・緑地を計画的に整備し、新たな緑を創出していく。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・自然の豊かさについて	87.7%	88.0%	維持向上

(主な事務事業)

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・緑化推進基金等の活用
- ・生産緑地の追加・保全

■水と緑・公園の魅力の向上

(1) 魅力ある公園づくり

土地区画整理事業等の進捗に合わせて公園整備を進める。整備にあたっては、市民の意見を取り入れ、子どもから高齢者までだれもが集える魅力ある公園としていく。

維持管理にあたっては、市民ニーズの変化に対応した遊具設置や、安全への配慮、バリアフリーへの対応等を考慮した改良を行なう。また、アダプト制度等の市民協働による活動を推進していく。

(2) 水と緑のネットワークの活用

丘陵部の緑地、多摩川・三沢川・大丸用水沿いの親水緑道や公園緑地、公共施設、歴史的な資源を活かした、生態系に配慮した環境づくり及び親水性も考慮したネットワークづくりに努め、快適な利用環境を提供していく。また、これらについて情報の発信を充実させ、各種多彩なイベント等による利活用を促進していく。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・公園・緑地の整備状況について	77.6%	72.9%	向上

(主な事務事業)

- ・公園整備事業

■スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及

市民が「する・みる・ささえる・つながる・ひろげる」といった様々な視点でスポーツに関わり、日常生活に根付いていくよう、年齢や体力、ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の普及に取り組む。また、プロスポーツやトップアスリート等の競技や試合を直接観戦することで、スポーツの魅力に触れ、スポーツに関心のない人にも興味を持ってもらえる取組みを展開する。

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で快適に市内の体育施設を利用できるよう、築年数や利用実態に応じた適切な維持管理を進めていく。また、より多くの市民がスポーツ施設を利用できるよう、市立小中学校施設の一般開放やスポーツ企業・高校・大学等との連携により、市内の体育施設の有効活用を図る。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努める。また、地域における新たな「スポーツを支える担い手」を確保するため、養成講習会や研修会を開催し、若い世代の育成を図る。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まった気運を契機として、スポーツへの参加を促進し、子どもから高齢者までの幅広い年代がスポーツを通して交流する等、地域コミュニティの活性化を促進する。

(4) スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったボランティア精神をレガシーとして定着させ、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進するとともに、スポーツ関連団体等や産業・観光、文化・芸術等の多様な分野の担い手と連携することで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進する。さらに、姉妹都市や友好都市とスポーツを通じた交流を深め、それぞれのまちの魅力を再発見・共有することで、スポーツを活用したさらなるまちの活性化を推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
週に 1 回以上運動（スポーツ）を実施している市民の割合	50.6%	57.9%	70.0%

(主な事務事業)

- ・ 体育施設改修事業

■市街地の整備

(1) 土地区画整理事業の推進

① 市施行土地区画整理事業

市施行4地区については、優先して整備する区域を設定し、特定財源の確保に努め、市の財政計画に基づき、関係権利者との協力を図りつつ事業を円滑に進めていく。

② 組合施行土地区画整理事業

南山東部地区については、緑豊かな快適でうるおいのあるまちづくりに向けて、引き続き土地区画整理組合を支援し、事業を推進する。

(2) 駅中心の拠点整備

京王よみうりランド駅や南多摩駅等について、周辺企業と連携し、各駅の特徴を活かした、活気にあふれた魅力あるまちづくりを進める。

(3) 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、計画的に都市計画道路等の無電柱化を推進する。また、防災性の向上やまちなみ景観の保全を図るために、道路区域内の電柱設置の制限や、多摩ニュータウン地区等における無電柱化を保全するための施策を進める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
榎戸土地区画整理事業進捗率	88%	95%	100%
矢野口駅周辺土地区画整理事業進捗率	55%	57%	80%
稲城長沼駅周辺土地区画整理事業進捗率	47%	48%	72%
南多摩駅周辺土地区画整理事業進捗率	75%	76%	100%
南山東部土地区画整理事業進捗率	29%	62.8%	100%
無電柱化道路延長（都市計画道路）	8.8km	9.4km	12.6km

（主な事務事業）

- ・ 榎戸土地区画整理事業
- ・ 矢野口駅周辺土地区画整理事業
- ・ 稲城長沼駅周辺土地区画整理事業
- ・ 南多摩駅周辺土地区画整理事業
- ・ 南山東部土地区画整理事業
- ・ 都市計画道路等の無電柱化

■市街地の再生

(1) 住所整理の実施

わかりにくい住所及び所在地の表示を解消するため、稲城市住所整理基本方針に基づき、住所整理を実施する地区を選定し、その地区の地区市民検討会での協議を経て、住所整理を進める。

(2) 団地再生への支援

大規模な開発等により供給された団地については、順次更新の時期を迎える中、適切な団地再生への支援により、魅力あるまちづくりを展開することで、新しい居住者を呼び込み、様々な世代・世帯が暮らす団地としての再生を目指す。

(3) 安心な住まいづくり

住生活の安定に向けて、住宅の管理・保全の状況を把握するとともに、適切な指導等を実施し、良好な住環境の確保を目指す。また、市内の空き家の状況の把握を行なうとともに、適切な維持管理や利活用への支援の検討を行ない、良好な生活環境の確保を目指す。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
住所整理事業着手地区数	5地区	8地区	10地区

(主な事務事業)

- ・住所整理事業
- ・団地再生への支援
- ・住生活の安定に向けた取組み

■交通環境（モビリティ）の向上

(1) 公共交通の充実

①鉄道交通の利便性・安全性の向上

鉄道利用者の増加等に合わせて、さらなる利便性向上を図るために、JR南武線や京王相模原線における輸送力の増強について要請していく。また、鉄道利用者の安全性の向上を図るために、市内各駅へのホームドアの設置促進に向けて取り組んでいく。さらに、京王相模原線若葉台駅等へのエスカレーター設置等について要請していく。

②広域的な鉄道交通への対応

広域的な鉄道交通の充実については、市内の様々な事業の状況に応じて、関係機関に要請していく。特にJR武蔵野南線旅客化については、リニア中央新幹線の開通を見据え、状況に応じて関係機関と調整を図るとともに、事業推進に向けて要請していく。

③バス公共交通の充実

全国的な運転手不足や改正された改善基準告示に対応するために、稲城市地域公共交通会議で策定した「iバス第Ⅲ期見直し方針」に基づいたiバスを含む市内路線バスの適正維持を運行事業者に求めている。

(2) 交通結節点の充実

TOKYO GIANTS TOWNのグランドオープンやよみうりランドの拡充、南山東部土地区画整理事業による人口の増加等を見据え、京王相模原線稲城駅及び京王よみうりランド駅の駅前広場を再整備し、バスや一般車両等によるアクセスの向上を図る。また、駅を利用する自転車利用者のために、鉄道事業者等と協議を進め、有料自転車等駐車場の充実を図る。

(3) 交通安全対策の推進

警察と連携し交通安全教育を実施する。その他、高齢者が被害者・加害者となる交通事故の防止を図るため、警察署等と連携した啓発活動に努める。また、子どもの交通事故防止のため、通学路点検や小学生に対する自転車教室等を実施し、安全安心なまちづくりに努める。このほか、稲城市交通安全計画に基づき、自転車ナビマーク等の設置を進める等、安全で快適な自転車走行空間の整備に努める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・日常の交通の便利さ	60.5%	62.9%	向上
暮らしやすさについての満足度・道路交通の安全性	55.0%	61.3%	向上

(主な事務事業)

- ・稲城駅南口駅前広場整備事業
- ・京王よみうりランド駅南口駅前広場整備事業

■総合的な水害対策の推進

(1) 水路や河川の整備・保全

地域を浸水被害から守るため、水路の護岸改修等により治水と安全性の向上に努める。また、多摩川では、引き続き、関係機関と連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトを進め、「社会経済被害の最小化」を目指す。さらに、坂浜地区内の三沢川においては、早期の整備促進とともに、市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮した整備を東京都に要請していく。

(2) 浸水対策

宅地や公共施設における雨水浸透や貯留等、流出抑制に努め、局地的な浸水対策を進める。また、新たな浸水被害が生じないように、雨水排水整備区域の拡大や、雨水排水整備計画の策定等、総合的な浸水対策を進める。

(主な事務事業)

- ・水路整備事業
- ・雨水排水整備計画の策定

■地域防災活動の推進

(1) 稲城市地域防災計画の修正

近年の災害教訓や災害対策に関する状況の変化に応じて地域防災計画を修正するとともに、防災対策に必要なマニュアルを整備し、防災対策の充実に努める。

(2) 災害から身を守るための日頃の備えを促進

市民自らが災害に備えるため、家具類の転倒防止対策や日常備蓄、住宅の耐震化を促進し、また、新たに結成された自治会等を中心として自主防災組織の活動支援に努める。

(3) 女性や要配慮者の視点にたった防災対策の推進

男女共同参画等の視点・意見を踏まえた防災対策の確立や、避難所で配慮が必要な女性や障害者等の要配慮者にとって、安心できる避難所の環境づくりに努める。

(4) 災害対策施設の整備

震災時の火災への対応として、計画的に耐震性貯水槽の整備や地域住民による自主防災活動を推進し、防災体制の確立及び地域住民のコミュニティ活動の増進を図るため、防災センターの適切な維持管理に努める。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・地震、風水害等自然災害に対する防災対策について	35.2%	37.9%	向上
住宅の耐震改修率	90.5%	92.8%	100.0%

(主な事務事業)

- ・稲城市地域防災計画の修正
- ・耐震性貯水槽整備事業

■防犯活動の推進

(1) 地域の防犯力向上

多摩稲城防犯協会や自治会をはじめとする防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等の防犯活動を支援するため、防犯グッズの支給、防犯パトロール車の貸出等を行なうとともに、多摩中央警察署と引き続き連携を図り、地域の防犯力を向上していく。

(2) 防犯体制の強化

一定規模の体制と権限を持つ交番への機能強化や交番設置、警察官の体制強化等を、警視庁に対して継続的に要望していく。

また、刑法犯認知件数は減少している中で、被害がなくなる振り込め詐欺等の犯罪被害を防止するための有効な対策を検討していく。

(3) 防犯意識の啓発

市民一人ひとりが自分達のまちは自分達で守るという防犯意識を高く持つことができるように、引き続き市内全域で防犯パトロールを実施するとともに、講演会の開催や、小中学校における安全教育を通して、防犯意識の啓発を行なっていく。

(4) 防犯情報の提供

地域の目による見守りを強固にし、地域の防犯力を向上させるため、市内の犯罪発生状況、不審者情報、振り込め詐欺被害情報等について、防犯活動実施団体、防犯活動個人ボランティア等をはじめ、市民に対して様々な広報手段を用いて、迅速に提供していく。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
暮らしやすさについての満足度・安全で安心して暮らすための防犯対策について	43.6%	51.0%	向上
人口千人あたりの刑法犯認知件数	都内市区部で最少	都内市区部で第2位	維持

(主な事務事業)

- ・防犯対策事業

横断的な目標 1 稲城市の多様な人材の活躍を推進する

人口減少・少子高齢化の急速な進行は、全国的に、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小による経済活動の停滞、深刻な人手不足、公共交通ネットワークの縮小といった、様々な課題を生み出している。各地域における課題の多様化・複雑化に、行政だけでは対応が難しくなってくることが予想される。

こうした中で、副業・兼業の拡大や高齢者の社会参加等を背景に、地域コミュニティや多様な市民活動が広がり、地域を支える担い手となって、助け合い、支え合い、課題解決していく社会が拡大していくと見込まれる。

稲城市では、市民と行政がそれぞれの立場を尊重し、特性を活かしながら連携・協力する協働のまちづくりを進めてきているが、今後、だれもが様々な形態・方法で、地域において活躍の機会や場所を持てるまちづくりを進める必要がある。また、デジタル関連の施策を実効的なものとするための推進組織には、デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることが重要である。

講ずべき施策に関する基本的方向

■青少年の健全育成



青少年が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより生まれ、健全に生活できるよう、人や自然とのふれあいができる機会の充実に努める。

また、多くの青少年が地域や社会で活躍できるよう、新たな担い手となる青少年リーダーを育て、地域における青少年の健全育成活動を推進する。

■互いに尊重し合う意識の醸成



市民一人ひとりが互いを大切にし、多様性を認め合う意識を醸成することで、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す。また、男女共同参画をはじめとした取組みを実施することで、一人ひとりの個性や能力が尊重され、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる活力ある社会を推進する。さらに、稲城市平和都市宣言に基づき、平和を尊重する意識の高揚を図る等、稲城市民憲章の理念を土台とした総合的な取組みにより、平和で友愛に満ちた心豊かなまちづくりを推進する。

■コミュニティの育成支援



市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していく中で、地域課題解決力の向上や魅力的な地域づくりを促進するため、シビックプライドを持って活動する団体等の各種コミュニティの形成や育成の支援を推進する。

また、自治会や市民活動団体等、全てのコミュニティ間における連携・協力を促し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図る。

■市民協働の推進



市民と行政の協働の意識を醸成するため、様々な機会を捉えて、まちづくりへの幅広い市民の参加を促す。

また、シビックプライドを持つ市民や団体と行政が互いの特徴を理解し合って、それぞれの強みを活かし、補い合いながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、地域全体で取り組む協働のまちづくりを推進する。

■青少年の健全育成

(1) 青少年の活動環境と施設整備

稲城ふれあいの森を中心に自然体験できる機会を設け、子ども達の生きぬく力を育てていく。また、稲城ふれあいの森では、安全で利用しやすい、自然環境に配慮した施設整備を推進する。

(2) 青少年リーダーの育成

地域や社会で活躍できる新しい人材を確保するため、青少年のリーダー養成セミナーを充実させる。

(3) 地域活動の推進

地域におけるパトロールや非行防止活動、地域の特性を活かした文化や伝統行事の継承等、青少年の健全な育成活動に対する支援を行なう。

また、関係機関や地域との連携を推進していく。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和 12(2030)年目標
青年ワーカーセミナー年間受講者数	14 人	14 人	20 人

(主な事務事業)

- ・稲城ふれあいの森事業
- ・青少年指導者養成事業
- ・青少年育成地区委員会関係事業

■互いに尊重し合う意識の醸成

(1) 人権意識の啓発・人権相談及び支援の充実

性差や国籍等への偏見、差別による人権侵害、子ども・高齢者等への虐待、障害があることへの差別、配偶者やパートナー等からの暴力、さらに多様な性のあり方に関する差別やインターネット上での誹謗中傷による人権侵害等の様々な人権問題について、市民一人ひとりが理解を深め人権に配慮した行動や考えができるよう、あらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組む。また、多様化・複雑化する人権問題に関わる相談に対して、引き続き相談事業を実施するとともに、適切かつ迅速な対応が図れるよう、関係機関との連携強化に努める。

(2) 市民憲章の普及・啓発

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつくる活動を積極的に実施できるよう、推進活動を通じて稲城市民憲章の普及・啓発を図る。

(3) 平和意識の共有と継承

市民一人ひとりが世界の恒久平和を願い、連帯感を持って地域社会の形成に臨めるよう、稲城市民憲章や稲城市平和都市宣言に基づく平和事業を実施し、平和意識を共有するとともに、次世代へ継承していく。

(4) 性に関する理解・尊重と平等意識の醸成

男女共同参画社会の実現のために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けて、セミナーの実施や情報誌の発行等を通して啓発を図る。また、ライフスタイルや個人の価値観等も多様化している中、あらゆる分野において女性の活躍が進んでいくよう、引き続き、女性の意欲をバックアップするとともに参画機会の拡大に向けて啓発や情報提供を実施する。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
審議会等の女性の参画率	28.6%	31.2%	40.0%

(主な事務事業)

- ・人権啓発事業
- ・市民憲章運動推進事業
- ・平和都市宣言関係事業
- ・男女平等参画関係事業

■コミュニティの育成支援

(1) 自治会活動及び市民活動に対する支援

自治会が地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向け、防災、環境整備、子どもや高齢者の見守り等、様々な分野における自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援をするとともに、新規の自治会設立や既存自治会への加入促進を支援していく。さらに、自治会間の連絡や情報交換、課題解決に向けて自主的に組織されている自治会連合会の運営を支援していく。

また、地域の活性化や課題解決に有効となる市民活動が、円滑に実施・継続されるよう、市民活動団体の中間支援を行なうNPO等の団体と協働し、相談業務や講座を開催する等、支援策のあり方について検討する。また、だれもが使いやすい市民活動の拠点として生活文化施設の利用を促進し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図る。

(2) 市民活動の情報発信と相互理解の促進

市民活動サポートセンターにおいて、多様な市民活動に関する情報を発信するとともに、情報共有の場を設けることで、市民・市民活動団体間の相互理解を促進し、連携・協力による活動の活性化を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
自治会や市民活動団体数	152 団体	154 団体	増加

(主な事務事業)

- ・自治会関係事業
- ・地域振興プラザ関係事業

■市民協働の推進

(1) 市民参加の機会の拡充

行政の計画や施策の策定過程への市民の参加、市民の実行委員会によるイベントの企画運営等、あらゆる機会を捉え、市民参加の機会の拡充を図っていく。さらに、各種会議の情報提供、委員等への市民公募枠設置、人材バンクの活用等、市民が参加しやすい環境づくりに努め、協働の意識の醸成を図る。

また、ボランティア活動についての情報を提供する等、市民が活動するためのきっかけづくりを行なう。

(2) 協働のまちづくりの推進

多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、シビックプライドを持って活動する市民の自主性を大切にしながら、市民と行政とがそれぞれの特徴を活かし、互いの持つ情報やアイデアを出し合うことで、共通の課題に一体的に取り組む協働のまちづくりを進めていく。

【重要業績評価指標（KPI）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
市民と行政の協働のまちづくりについて市民参加が必要と考える割合	86.7%	83.8%	向上

横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にする

第4次産業革命、すなわち、I o T・A I等の活用で起こる技術革新を通じて国が目指しているSociety5.0は、それらの技術を産業や社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決とを両立する社会である。

個々の多様なニーズに対応した、より満足度の高いサービスが提供可能となり、生活の利便性や質も向上すると見込まれている。また、日本の国際競争力を左右し、国内の産業構造・雇用構造に大きな影響を与えることも想定されている。

Society5.0の実現は、稲城市においても市民生活の基盤となってくるものであり、行政においても、その技術の有効活用を視野に入れながら、時代に適合したサービス向上を図っていく必要がある。

講ずべき施策に関する基本的方向

■情報システムを活用した行政サービスの向上



A IやR P A等の発展し続けるI C Tやマイナンバーカードを利活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化を図る。

また、多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスの提供を可能とする事務処理環境の整備に努めていく。

具体的な施策・事業と評価指標

■情報システムを活用した行政サービスの向上

(1) I C Tの利活用の推進

市民ニーズが多様化し、労働力人口の減少が今後見込まれる中においても、質の高い市民サービスを持続していくため、業務システムの効率化に加え、A IやR P A等の発展するI C Tを活用した事務処理環境の整備を検討する。

また、I C Tの利活用を推進するにあたり、適切な情報資産の管理と高い情報セキュリティの維持にも努める。

(2) マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの普及状況に応じて、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図り、国の推進するマイナポータル等の活用も視野に入れた、市民の利便性の向上につながる行政手続きのオンライン化、ワンストップ化のほか、マイナンバーカードの利活用の多様化等についての検討を進める。

また、マイナンバーの利活用を推進するにあたり、セキュリティの維持にも努める。

【重要業績評価指標（K P I）】

名称	基準	現状	目標 令和12(2030)年目標
マイナンバーカードを利用した市独自の行政サービスの種類	コンビニ交付	コンビニ交付	増加

■第3期稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和8年3月

稲城市企画部企画政策課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111

電話 042-378-2111

電子メール kikakuseisaku@city.inagi.lg.jp